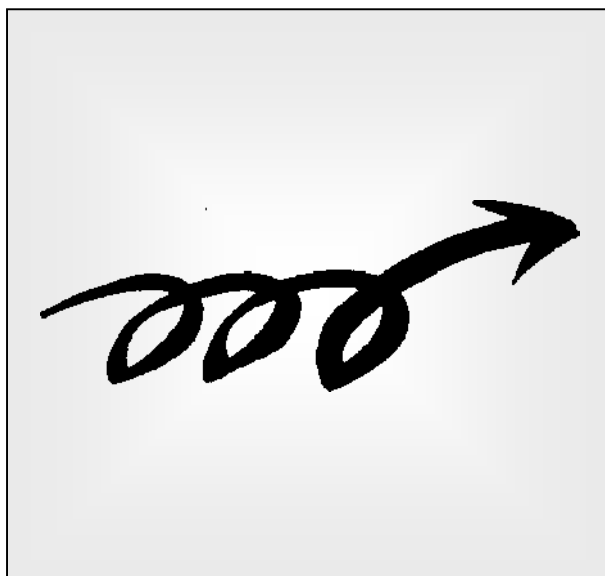


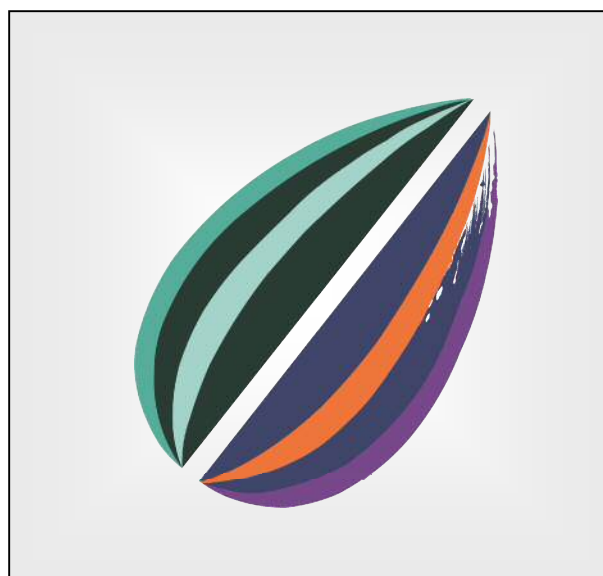
令和4年度

豊田市区長会 第2回 役員会



区長会シンボルマークの趣旨

このシンボルマークは、
「人づくり・まちづくり・幸せづくり」
をひとつひとつの輪に託し、心を合わせて
伸びていくことを表現しています



市民の誓いシンボルマークの趣旨

「豊田市の花『ひまわり』の種をモチーフに、本文の5項目を明るいラインで表し、実践活動を通して、わたくしたち市民の手で、豊田市を未来に向かって育て伸ばそう」という意味を表しています。このシンボルマークは、市の花「ひまわり」のなかに5つの誓いを5本の指で表現しています。

日 時 令和4年4月27日（水） 午後2時から

場 所 豊田市役所 南庁舎5階 南51会議室

次 第

【司会 鈴木副会長／場所 市役所南庁舎 5 階 南 5 1 会議室】

1 会長 挨拶

2 豊田警察署 報告・説明

ページ

1	犯罪発生状況・交通事故発生状況について		別紙
	報告内容 ・別紙のとおりです。	—	
2	警察署と地区区長会との連携について		別紙
	依頼内容 ・地区区長会日程の確認を行い修正があれば区長会事務局へご連絡ください。	—	

3 区長会 報告・確認・協議事項

ページ

1	区長会の視察研修について		1
	協議事項 ・別紙のとおりです。	—	
2	区長会費用弁償の支給について		2
	報告内容 ・別紙のとおりです。	—	
3	地区区長会運営費の口座確認について		別紙
	依頼内容 ・豊田市区長会及び豊田市区長会共済会から各地区区長会の口座に「地区運営費」を振り込みます。（振込予定日：6月10日） ・変更の有無に関わらず、区長会事務局に口座の報告をお願いします。 【報告期限】5月13日（金） 【提出先】区長会事務局（地域支援課）又は支所（電話：34-6629/FAX：35-4745）		
4	区長会役員への各種委員委嘱（案）について		5
	協議事項 ・別紙のとおり各種委員への就任をお願いします。 ・承諾書等の提出が必要な方におかれましては、同封の書類を区長会事務局に提出くださいますようお願いいたします。 【提出先】区長会事務局（電話：34-6629/FAX：35-4745）	—	
5	区長会総会の運営（案）について		7
	協議内容 ・別紙のとおりです。	—	

4 共済会運営委員会 報告事項

ページ

1	今期見舞金の支給状況について		10
	報告内容 ・状況は別紙のとおりです。 ・事故報告書等は早めに提出をお願いします。 ※事故報告書は原則5日以内です。すぐに事故報告書を提出できない場合は、 <u>事故後直ちに支所又は区長会事務局へご一報ください。</u>	—	

5 地区コミュニティ会議会長連絡会 報告事項

資料
番号

1	二十歳のつどい検討委員会での検討結果について		次世代育成課	1
	情報提供	・二十歳のつどい検討委員会における検討結果について報告します。 【概要】会場選定の優先順位について、委託費の見直しについて 【連絡先】次世代育成課（電話：34-6630/FAX：34-6938）	—	

6 豊田市等からの依頼・情報提供事項

資料
番号

1	令和4年度の豊田市社会福祉協議会の事業等について		社会福祉協議会	2
	依頼内容	・地区区長会に社協職員が出席し、社会福祉協議会の事業や日赤活動資金、社協会費、共同募金の募集について説明します。 【連絡先（社協事業について・会費等の募集について）】 豊田市社会福祉協議会総務課（電話：34-1131/FAX：32-6011）		
2	第26回参議院議員通常選挙における投票管理者等の推薦の御協力について		選挙管理委員会事務局	3
	依頼内容	・今回の文書は、依頼事項の事前案内です。後日、詳細を文書で正式に依頼します。 【内容】 ○投票日当日の投票立会人（2名）の推薦、投票所施設の使用承諾 ○期日前投票の投票管理者（1名）、投票立会人（2名）の推薦 ○選挙公報の配布 【連絡先】選挙管理委員会事務局（電話：34-6667/FAX：31-8623）		
3	第7次豊田市防犯活動行動計画について		交通安全防犯課	4
	情報提供	令和4年3月に第7次豊田市防犯活動行動計画を策定しました。 【連絡先】交通安全防犯課（電話：34-6633/FAX：32-3794）		
4	避難行動要支援者の支援について（お願い）		福祉総合相談課	5
	依頼内容	・避難行動要支援者の支援について、昨年度に引き続きご協力をお願いします。 ・6月地区区長会に市職員が出席し、避難行動要支援者名簿の更新、名簿の活用方法等の再説明を行います。 【連絡先】福祉総合相談課（TEL：34-6791 / FAX：33-2940）		
5	一斉改選に伴う民生委員・児童委員、主任児童委員の候補者の選出について		福祉総合相談課	6
	依頼内容	・一斉改選に伴う民生委員の候補者調書の提出をお願いします。 ・5月地区区長会に市職員及び地区民児協役員が出席し、様式の提供及び概要説明を行います。 【期限】令和4年8月22日（月） 【連絡先】福祉総合相談課（電話：34-6791/FAX：33-2940）		
6	新型コロナウイルスワクチン等に関する情報提供について		感染症予防課	7
	情報提供	・新型コロナウイルスワクチン等に関わる状況等について情報提供します。 【連絡先】感染症予防課（電話：34-6180 / FAX：34-6929）	—	

7 5月区長便のお知らせ

．．． 11

8 その他

（1）第25回 豊田市区長会『親睦ゴルフコンペ』について

【第3回役員会】 6月 1日（水） 14：00～ 市役所南庁舎5階 南51会議室

令和4年4月27日

区長会役員各位

豊田市区長会長

区長会役員会及び総務委員会の視察研修について（案）

みだしのことについて、下記のとおりとします。

記

1 変更点

変更前	変更後
役員会 7月 6日（水） 総務委員会 7月27日（水）	令和4年度の視察研修会は中止し、区長会研修制度について協議・見直しを実施する

2 理由

- ・視察研修を実施する場合、昨年と同様に新型コロナウイルス感染症への対策が必要
- ・令和3年に実施した「自治区実態調査」や「研修アンケート」等において、区長の負担軽減の観点から見直しを求める意見あり
- ・令和元年度総務委員会の視察研修は、欠席者多数

3 その他

- ・参考（令和3年度研修）：オンライン講演会による合同研修（7月28日）
「コロナ禍での町内会活動・地域活動のバージョンアップ」
講師 宮城大学 事業構想学群 准教授 小地沢 将之

4 担当 区長会事務局（豊田市役所地域支援課内）大西、中山

豊田市区長会費用弁償支給規程

1 支給対象となる会議等

- (1) 区長会定例会議としての役員会、4 役会議、総務委員会、会計監査、選考委員会
- (2) 区長会活動の一環として、臨時に開催される会議等で、会長が必要と認めるもの
- (3) 主催団体からの正式な依頼により、区長会代表委員として会議、行事に出席した場合で、主催団体から報酬、謝礼、報償金又は費用弁償の類が支給されない場合

2 費用弁償の額

費用弁償の額は、交通費実費支弁額とし、次の区分による額とする。

- (1) 会議等の場所から地区区長会の属する交流館・支所までの距離を直線で測定し、全行程が1 km以上ある場合に、30 円/km（全行程で 1 km 未満の端数は切り捨てる。）を支給する。
- (2) 会議等の場所が豊田市役所である場合の費用弁償額は、下表のとおりとする。

区長会名	費用弁償額	区長会名	費用弁償額
崇化館地区	30円	若園地区	570円
梅坪台地区	150円	猿投台地区	270円
浄水地区	240円	井郷地区	270円
朝日丘地区	90円	猿投地区	480円
逢妻地区	180円	保見地区	390円
高橋地区	120円	石野地区	540円
美里地区	120円	松平地区	360円
益富地区	240円	藤岡地区	780円
豊南地区	210円	藤岡南地区	540円
末野原地区	270円	小原地区	1,260円
上郷地区	450円	足助地区	900円
竜神地区	270円	旭地区	1,470円
若林地区	480円	下山地区	930円
前林地区	540円	稲武地区	2,100円

- (3) 区長会会長が出席するもので、区長会行事（総会、役員会、4 役会など）を除く会議及び行事に出席したときは、前号の規定による費用弁償を行わないものとし、1 回につき 3,000 円を支給する。

附則 この規程は、平成１７年４月１日から施行する。

附則 この規程は、平成２４年４月１日から施行する。

附則 この規程は、平成２８年４月１日から施行する。
(区長会会長用の費用弁償を追加する。費用弁償の浄水地区を追加する。)

附則 この規程は、令和２年４月１日から施行する。
(区長会会長用の費用弁償を１回あたり２，０００円から３，０００円に変更する。)

区長会会長の行動費について（内規）

会長の行動費について以下のとおりとする。

費用弁償：３，０００円×１００回＝３００，０００円の定額で支給する。
支払方法：年２回（前期分９月、後期分３月）

附 則

（施行期日）

１ この内規は、平成２８年４月１日から施行する。

（施行期日）

１ この内規は、令和２年４月１日から施行する。

（費用弁償を１回あたり２，０００円から３，０００円に変更する。)

令和4年4月27日

«地区名» 地区区長会会長様

豊田市区長会

地区区長会運営費の口座確認について（依頼）

豊田市区長会では、役員会での報告事項の伝達や、地区内の円滑な協力体制構築のため、毎月1回の地区区長会の実施をお願いしております。

つきましては、各地区区長会に対し、「地区運営費」（35,000円（区長会から20,000円、共済会から15,000円）×自治区数）を地区区長会の口座に振り込みます。（振込予定：6月10日（金））

現在把握しております口座は下記のとおりですので、ご確認いただき、情報変更の有無を本紙にご記入の上、ご提出くださいますようお願いいたします。

1 現在の登録口座情報

銀行名／口座番号：《振込口座_銀行名・支店名・口座番号》

口座名義：《口座名義》

（口座情報変更有無について：レ点をお願いします。）

☐変更あり

☐変更なし

※変更のある地区は、口座情報の分かるページのコピーを添付してください。

2 提出方法

以下どちらかの方法でご提出ください。

- ① 区長会事務局（地域支援課）へFAX（35-4745）
- ② 区長会事務局（地域支援課）又は各支所窓口へ直接提出

3 提出期限

令和4年5月13日（金）までにご提出ください。

【問合せ及び提出先】

豊田市区長会事務局 大西・中山

電話：34-6629

FAX：35-4745

区長会役員への各種委員委嘱状況について(令和4年4月現在)

委嘱依頼数の経年比較

	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度
総委嘱依頼数	42	39	42	41	44	44
会 長	12	11	11	10	10	9
副会長	2	2	3	3	3	3
副会長兼書記	2	1	2	2	3	3
副会長兼会計	2	1	1	2	2	2
書 記	3	1	2	2	2	2
会 計	2	1	1	1	2	2
理 事	19	22	22	21	22	22
その他	0	0	0	0	0	1

区長会役員への各種委員委嘱（案）

N O	所管する 所属・機関	組織名	就任する 役職	R4			
				地区名	自治区名	職名	役員氏名
1	経営戦略課	豊田市市政顧問会議	委員	崇化館	二区東部	会 長	深津澄男
2	産業労働課	中村寿一・豊田喜一郎顕彰会	世話人	崇化館	二区東部	会 長	深津澄男
3	次世代育成課	“社会を明るくする運動” 豊田市推進委員会	委員	崇化館	二区東部	会 長	深津澄男
4	交通安全防犯課	豊田市交通安全市民会議	会長	崇化館	二区東部	会 長	深津澄男
5	防災対策課	豊田市防災会議	委員	崇化館	二区東部	会 長	深津澄男
6	防災対策課	豊田市国民保護協議会	委員	崇化館	二区東部	会 長	深津澄男
7	公園緑地つかう課 （西山公園）	豊田市緑の募金委員会	副会長	崇化館	二区東部	会 長	深津澄男
8	地域包括ケア企画課	（公財）豊田地域医療センター	評議員	崇化館	二区東部	会 長	深津澄男
9	商業観光課	豊田おいでんまつり実行委員会	委員	崇化館	二区東部	会 長	深津澄男
10	豊田市社会福祉協議会 総務課	①豊田市社会福祉協議会 ②豊田市共同募金委員会	①副会長 ②会長	崇化館	二区東部	会 長	深津澄男
11			①②評議員 （兼任）	上 郷	宗 定	理 事	石川勇次
12	豊田・みよし防犯 協会連合会事務局	豊田・みよし防犯協会連合会	会長	崇化館	二区東部	会 長	深津澄男
13			監事	豊 南	今	副会長	福士範行
14			常任 理事	竜 神	緑ヶ丘	理 事	中野昌則
15	秘書課	豊田市表彰審査委員会	委員	藤 岡	上渡合	副会長兼会計	阿垣剛史
16	循環型社会推進課	とよたエコライフ倶楽部	代表	保 見	保見ヶ丘六区	書 記	篠原末廣
17	都市計画課	名古屋鉄道三河線整備促進期成同盟会	会員	若 園	花園町	会 計	寺田典明
18	豊田市社会福祉協議会 共生推進課	地域福祉活動推進委員会	委員長	松 平	松平志賀町	副会長兼書記	鈴木隆之
19	社会福祉法人 豊田市福祉事業団	豊田市福祉事業団理事会	委員	梅坪台	東梅坪町	理 事	三岡英隆
20	総務監査課	豊田市社会福祉審議会	委員	朝日丘	金 谷	理 事	水野和之
21	次世代育成課	豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議	委員	逢 妻	宮口上	理 事	山崎隆弘
22	地域支援課	豊田市民の誓い推進協議会	役員	高 橋	山中町	理 事	那須一郎
23	都市計画課	豊田市都市計画審議会	委員	美 里	第一宝来	理 事	岡本 渉
24	公園緑地つかう課	豊田市市街地緑地保全審議会	委員	浄 水	伊保原	理 事	鈴木貞敏
25	環境保全課	豊田市不良な生活環境を解消するための審議会	委員	若 林	若 林	理 事	都築和彦
26	福祉総合相談課	豊田市民生委員推薦会	委員	前 林	堤 町	理 事	酒井雅宣
27	経営管理課	豊田市上下水道事業審議会	委員	猿投台	平戸橋二区	理 事	吉橋一典
28	環境政策課	豊田市環境審議会	委員	井 郷	御船町	理 事	澤田 章
29	国際まちづくり推進課	豊田市多文化共生推進協議会	委員	保 見	保見ヶ丘六区	書 記	篠原末廣
30	行政改革推進課	豊田市地域経営懇話会	委員	益 富	五ヶ丘第4	理 事	榎木 繁
31	市民活躍支援課	豊田市生涯学習審議会	委員	藤岡南	藤 営	理 事	藤本修身
32	交通政策課	豊田市公共交通会議	委員	足 助	萩 野	理 事	青木信行
33	市民活躍支援課	豊田市シルバー人材センター	理事	下 山	大 沼	理 事	鈴木 悟
34	福祉総合相談課	豊田市地域密着型包括支援ネットワーク会議	委員	末野原	大林町	理 事	板倉武彦
35	開発調整課	豊田市開発事業対策協議会	委員	石 野	野 口	理 事	小池伸二
36	スポーツ戦略課	豊田市ラリーをいかしたまちづくり実行委員会	委員	旭	浅 野	理 事	稲垣辰郎
37	国保年金課	年金委員	委員	崇化館	二区東部	会 長	深津澄男
38			委員	豊 南	今	副会長	福士範行
39			委員	松 平	松平志賀町	副会長兼書記	鈴木隆之
40			委員	藤 岡	上渡合	副会長兼会計	阿垣剛史
41			委員	保 見	保見ヶ丘六区	書 記	篠原末廣
42			委員	若 園	花園町	会 計	寺田典明

豊田市区長会定期総会運営（案）について

1 概 要

- (1) 期 日 令和4年5月14日（土）
 (2) 時 間 午前11時 開会 （受付：10時30分開始）
 (3) 会 場 豊田市民文化会館 大ホール
 (4) 対 象 者 令和4年度区長、令和3年度4役、区長永年表彰者、一般表彰者
 (5) 来賓予定 市長・市議会議員・社会福祉協議会長・地域振興部長
 豊田警察署長・足助警察署長

2 スケジュール

- 新役員…………… 豊田市民文化会館 大ホール 10:45集合
 (新旧4役…………… 豊田市民文化会館 大ホール【直接壇上へ】10:50集合)
 新総務委員…………… 豊田市民文化会館 大ホール 10:45集合
 (新正副委員長…………… 豊田市民文化会館 大ホール【直接壇上へ】10:50集合)

予定時間	新役員	新総務委員
10:45	自由席	自由席 出欠の変更があった場合は取りまとめて受付に報告
11:00	総会 開会	
12:15	総会閉会 後片付け後 解散	

3 出欠確認体制

総会当日の受付混雑回避のため、総務委員の皆様は5月6日（金）までに別紙「総会出欠確認票」にて地区の出欠を取りまとめ、支所または地域支援課に御提出ください。（FAX可）

地区名	自治区名	区長名	地区名	自治区名	区長名
崇化館(12)	中 区	原田 昇	若 園(3)	吉原町	石川尚之
梅坪台(4)	梅坪町	片山武文	猿投台(11)	平戸橋一区	池ヶ谷精二
浄 水(5)	大清水	上島貴吉	井 郷(5)	高 町	内田心一
朝日丘(7)	小 坂	平野敬一	猿 投(8)	乙部ヶ丘第一	鈴木正明
逢 妻(11)	広久手	中山拓大	保 見(13)	大 畑	加藤光秋
高 橋(15)	市木町	吉見匡保	石 野(19)	富田町	近藤文彦
美 里(14)	美里二区	成田健二	松 平(22)	豊 松	河合政美
益 富(14)	泉 町	小寺 晃	藤 岡(18)	迫 町	中條善朗
豊 南(9)	山之手	川上正弘	藤岡南(6)	藤岡ニューハイツ	鈴木和夫
末野原(11)	鴛 鴨	長谷川芳孝	小 原(12)	小原中	鈴木雅和
上 郷(17)	榊塚西町	野田五夫	足 助(14)	足 助	三宅利幸
竜 神(8)	東 田	天野政敏	下 山(7)	和 合	川合輔宏
若 林(4)	高美町	伊藤篤勇	旭(5)	築 羽	安藤国博
前 林(11)	駒 場	手島正文	稲 武(13)	大野瀬町	鈴木章五

※ 5月7日以降に出欠の変更があった場合は、総務委員（欠席の場合は役員）が地区ごとに取りまとめて総会当日に会場受付へ御報告をお願いします。

4 進行・役割分担表

時間	内 容	担 当	備 考
10:30	受 付	事務局	
11:00	市民の誓い唱和（黙読）	鈴木 義久	前副会長（司会者）
	開会のことば	福士 範行	前副会長兼会計
	会長あいさつ	深津 澄男	前会長（3分）
	永年退職区長 豊田市感謝状贈呈	太田 稔彦	市長
	永年退職区長 区長会感謝状贈呈	深津 澄男	前会長
	表彰規程に基づく区長会感謝状贈呈	深津 澄男	〃
	来賓祝辞	太田 稔彦	市長（3分）
		太田 博康	豊田市議会議長（3分）
	〃	川口 孝	豊田警察署長（3分）
	（足助警察署長・社会福祉協議会長・地域振興部長は自席であいさつ）		
11:30	——休 憩——		
	総会議長選出	鈴木 義久	前副会長
	議長登壇	矢嶋 秀樹	朝日丘地区
	（以下議案ごとに 朝日丘地区で拍手への協力）		
	令和3年度豊田市区長会事業 報告	福士 範行	前副会長兼会計
	〃 会計決算 報告	福士 範行	前副会長兼会計
	〃 会計監査 報告	小栗 一夫	前会計監査
	令和3年度区長会共済会事業 報告	福士 範行	前副会長兼会計
	〃 会計決算 報告	福士 範行	前副会長兼会計
	〃 会計監査 報告	小栗 一夫	前会計監査
11:50	令和4年度豊田市区長会役員選任 報告	水野 豊	選考委員長
	前4役降壇		
	会長あいさつ	深津 澄男	新会長（3分）
	自己紹介（4役・総務委員会正副委員長）		
	令和4年度豊田市区長会事業計画 提案	阿垣 剛史	新副会長兼会計
	〃 会計予算 提案	阿垣 剛史	新副会長兼会計
	令和4年度区長会共済会事業計画 提案	阿垣 剛史	新副会長兼会計
	〃 会計予算 提案	阿垣 剛史	新副会長兼会計
12:10	議長降壇		
	進行	福士 範行	新副会長
	連絡事項 「まちと川を美しくする会」推進と 報告会 事業報告及び事業計画	鈴木 隆之	新副会長兼書記
	閉会のことば	福士 範行	新副会長

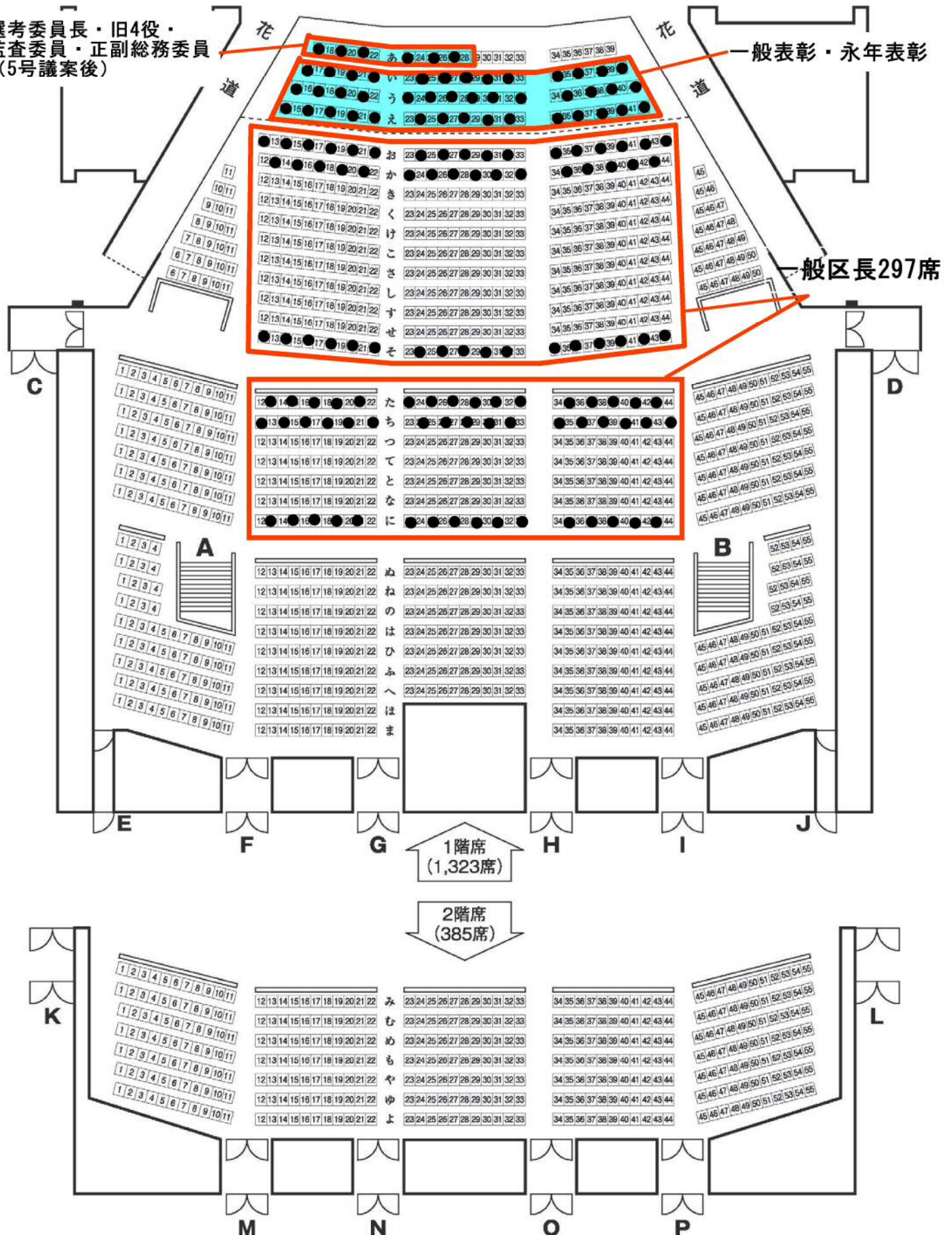
客席数 1階席 1,323席
(オーケストラピット104席)
2階席 385席
計 1,708席

- 1 定員は厳守してください。
- 2 立見はできません。
- 3 場内は飲食及び喫煙は禁止です。

選考委員長・旧4役・
監査委員・正副総務委員
(5号議案後)

一般表彰・永年表彰

一般区長297席



豊田市民文化会館

第 2 回 運 営 委 員 会

1 見舞金の支給について

該 当 期 間	今期支給状況		前年同期状況	
	件数	支給額（円）	件数	支給額（円）
4 月 1 日 ～ 4 月 26 日	0	0	0	0
1 件あたりの平均支給額	—	0	—	0

2 賠償金の支給について

該 当 期 間	今期支給状況		前年同期状況	
	件数	支給額（円）	件数	支給額（円）
4 月 1 日 ～ 4 月 26 日	0	0	0	0

《共済会事故報告書について》

* 事故（ケガ）があったら主催者の責任として、病院へ行く事を勧めてください。

↓

* 事故発生後、報告書5日以内に提出してください。

↓

* 5日以内の提出が無理な場合は、区長会事務局へ一報を！

* 日にちが経ってから病院へ行かれても、行事とケガの因果関係が分らなくなるため、原則認められなくなってしまいます。（提出が遅れた場合も同じです）

【問合せ先】 区長会事務局 中山 電話 34-6629

5 月区長便送付文書一覧

※区長会ホームページ (<https://www.toyota-kuchokai.org>) でも、資料を掲載しています。

No.	文 書 名	担当課	電話	種類	送付先
1	豊田市地域包括支援センター事業への協力をお願い	高齢福祉課	34-6984	依頼	全自治区
2	避難行動要支援者の支援	福祉総合相談課	34-6791	依頼	全自治区
3	豊田市指定ごみ袋のあっせん	清掃業務課	71-3003	依頼	全自治区
4	第 26 回参議院議員通常選挙における投票管理者等の推薦	選挙管理委員会	34-6667	依頼	全自治区
5	環境委員向け資料の送付	循環型社会推進課	71-3001	通知	全自治区
6	令和 4 年度地区対策班及び指定緊急避難場所・避難所への職員配置	防災対策課	34-6750	通知	全自治区
7	「市民民踊講習会」開催中止のご案内	文化振興課	31-8804	通知	全自治区
8	令和 4 年度 春の「環境美化の日」	地域支援課	34-6629	通知	全自治区
9	第 7 次豊田市防犯活動行動計画 「交通安全市民会議ニュース 5 月号」他	交通安全防犯課	34-6633	通知	全自治区
10	特定外来生物「オオキンケイギク」の防除	環境政策課	34-6650	回覧	全自治区
11	太陽光発電及び蓄電池設備の共同購入事業チラシ	環境政策課	34-6650	通知	全自治区
12	ぼらんていあだより	社会福祉協議会	31-1294	通知	旧市内自治区
13	児童遊園・ちびっこ広場の危険箇所報告等に対する謝礼金の支払い	公園緑地つかう課	34-6621	通知	関係自治区
年1回	区長会帽子	豊田市区長会	34-6629	配布	新区長の自治区

※ 自治区だよりは、発行の都度支所に 3 部（拳母地区は地域支援課に 2 部）提出してください。

※ 区長便の空袋は、翌月配達時に回収いたしますので区長便BOXにお入れいただくか、お近くの支所へお持ちください。

【地域支援課】電 話：(0565) 34-6629 F A X：(0565) 35-4745
メール：chiikishien@city.toyota.aichi.jp



豊田市民の誓い

わたくしたちは、七^{しちしゅう}州^{うつく}をのぞむ美^{さん}しい山河にかこまれ、
輝^{かがや}かしい衣^{ころも}の里^{さと}の歴史^{れきし}と伝統^{でんとう}をうけつぎながら、
あ^あすむ^むの^のとよた^{とよた}し^ししみん^{みん}
明日^{あす}に向かって伸びゆく豊田市^{とよた}の市民^しです。

- 1 みどり^{みどり} 緑^{かわ}をはぐくみ、川^{たいせつ}を大切に^{して}、
ゆた^{ゆた}かな^し自然^{ぜん}を愛^{あい}しましょう。
- 1 スポーツに親^{した}しみ、教養^{きょうよう}を高^{たか}めて、
ぶん^{ぶん}か^かの^{こうじょう}向上^{じょう}につとめましょう。
- 1 げん^{げん}き^き 元^{はたら}気で働^{わか}き、若^{ちから}い力^{ちから}をそだてて、
しあわ^{しあわ}か^かてい^{てい} 幸^{しあわ}せな家^か庭^{てい}をつくりましょう。
- 1 たが^{たが} たす^{たす} 互^{たが}いに助^{たす}けあい、心^{こころ}の輪^わをひろげて、
あたたかい^{まち}町^{まち}をつくりましょう。
- 1 いのちを^{とうと}尊^{とうと}び、きまりを^{まも}守^{まも}って、
す^す 住^{しや}みよい社^{かい}会^{かい}をつくりましょう。

(昭和53年3月1日制定)



「市民の誓いシンボルマーク」(平成18年制定)
「豊田市の花『ひまわり』の種をモチーフに、本文の5項目を明るいうでで表し、実践活動を通じて、わたくしたち市民の手で、豊田市を未来に向かって育て伸ばそう」という意味を表しています。

豊次発第 6 4 号
令和 4 年 4 月 2 7 日

地区コミュニティ会議会長 様

豊田市長 太田 稔彦
(公 印 省 略)

二十歳のつどい検討委員会での検討結果について（報告）

春陽の候、ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

日ごろは、当市の青少年健全育成事業に対して多大なる御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和 4 年 3 月 1 日に区長会代表の方や新成人代表の方などの関係者にご参加いただき、二十歳のつどい検討委員会を開催したことを受けて、別紙のとおり報告します。

なお、今年度開催する令和 5 年二十歳のつどいから、今回の検討結果に基づき式典を開催いたしますので、ご承知おきください。

【連絡先】

豊田市子ども部次世代育成課 林、志村

電 話：3 4－6 6 3 0

F A X：3 4－6 9 3 8

E-mail：jisedaiikusei@city.toyota.aichi.jp

二十歳のつどい検討委員会での検討結果について

1 会場について

・現状と変更後

市内外	地区内外	施設区分		施設例	優先順位
市内	地区内	公共施設	交流館	〇〇交流館、〇〇コミュニティセンター	高
			ほか施設	市民文化会館、福祉センターなど	↑
			中学校	上限なし	↑
	地区外	公共施設	ほか施設		↑
	地区内外	民間施設（使用料は地区負担）		民間ホテル、企業保有施設など	低
市外	実施不可				



市内外	地区内外	施設区分		施設例	優先順位
市内	地区内	公共施設	交流館	〇〇交流館、〇〇コミュニティセンター	高
			ほか施設	市民文化会館、福祉センターなど	↑
			中学校	〇〇中学校、〇〇小学校	↑
		民間施設（使用料は市負担※上限あり）		民間ホテル、企業保有施設など	↑
	地区外	公共施設	ほか施設		↑
		民間施設（使用料は市負担※上限あり）			低
市外	実施不可				

- 優先順に会場の検討を行い、コロナ禍や地区の特殊事情、会場設営費と会場使用料の合計費用の比較の状況により、民間施設を使う場合は使用料を20万円上限に市が負担します。その場合、会場備品の損壊やトラブルによる補償等については地区で責任を負うこととします。

2 委託費について

・現状と変更後

費目名	金額	流用
式典費	上限9万円	地区の事情により、 流用を認めていました。
実行委員会費	上限8万円	
記念行事費	上限11万円+（記念品代1千円+飲食代1千円）×人数見込み	
会場設営費	見積額（上限なし）	



費目名	金額	流用	
式典費	上限9万円		通常経費
実行委員会費	上限8万円		
記念行事費	記念行事代：上限11万円+（500円×人数見込み） 記念品代：1千円×人数見込み		
会場設営費	見積額（上限額は会場区分ごとに設定）		
会場使用費	見積額（上限20万円）		特別経費①
看板製作費	見積額（上限124千円）		特別経費②
			特別経費③

- 会場設営費の区分ごとの上限額は右の表のとおりとします。
- 会場設営費は、最低限必要な費用のみとし、プロジェクターやモニUMENT TOUCHのレンタル料などは記念行事費に計上することとします。

会場設営費の区分	上限金額
養生なし×暖房借用なし	5万円
養生あり×暖房借用なし	40万円
養生あり×暖房借用あり	60万円

- 通常経費内の流用は認めますが、通常経費と各特別経費を超えた流用は不可とします。
- 特別経費は、金額が余った場合は全額、市に返還します。

資料 2

令和 4 年 4 月 2 7 日

自 治 区 長 様

(社福)豊田市社会福祉協議会
会 長 幸村 的美
豊田市共同募金委員会
会 長 深津 澄男
日本赤十字社豊田市地区
地区長 太田 稔彦

社会福祉協議会の事業説明および会費等の募集について（依頼）

日頃は本会の事業に格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、今年度の会費等の募集について、ご協力賜りますようお願いいたします。

説明事項

- 1 令和 4 年度 社会福祉協議会事業計画（概要）
- 2 令和 4 年度 会費等の募集について
- 3 各地区の区長連絡会等での説明について

問合せ 豊田市社会福祉協議会
総務課 電話：3 4 - 1 1 3 1

説明事項 1

社会福祉法人豊田市社会福祉協議会 令和4年度 事業計画（概要）

「地域福祉の推進役」である本会は、豊田市民をはじめ自治区、民生委員・児童委員、地区コミュニティ会議、学校、ボランティア、福祉団体、福祉事業所、企業及び行政等の関係の皆様とともに、「第2次豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画」の基本理念である“安心して自分らしく生きられる 支え合いのまちづくり ～地域共生型システムの深化・推進～”の実現を目指します。

○本会が令和4年度に特に注力して取り組む5つの事項

(1) 第2次豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画の実践（3年目）

計画に掲げる4つの基本目標、12の重点取組を着実に実践します。なお本年度は、6か年計画の中間年となる3年目にあたるため、後半の3年間にに向けて計画の評価、検証を行い、必要に応じた見直しを行政とともに行います。

(2) 地域福祉人材の育成

地域福祉の推進には、その担い手となる人材を確保、育成することが不可欠です。とよた市民福祉大学、とよた市民後見人等地域福祉活動や福祉サービスに携わる福祉人材の育成及びボランティアセンターを中心とした地域住民の社会参加の促進等により地域福祉の担い手づくりに取り組みます。

(3) 困難を抱える世帯等への全市的な体制による相談支援

住民に身近な場所で様々な相談に応じることができる全市的な体制は、人員を増員し、相談者等の生活に寄り添う相談支援を強化します。

また、成年後見制度の啓発と利用促進を図るとともに、他の制度と連携しながら自らの意思がいつまでも尊重される、効果的な権利擁護支援を行います。

(4) コミュニティソーシャルワーカーによる住民主体の地域福祉活動支援

各拠点（本所、支所及び出張所）に配置したコミュニティソーシャルワーカー（以下「CSW」という。）が、地域で受け止めた個別の生活課題を地域の課題として捉え、住民等が主体となって課題を解決できるようコーディネートに取り組みます。

(5) 法人事業の継続性の確保

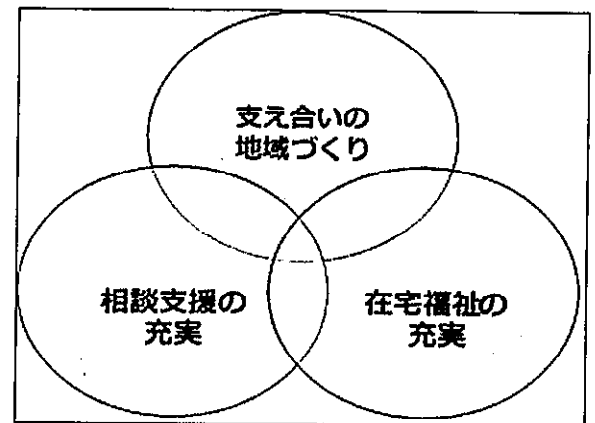
法令等を遵守した職場環境の整備や職員研修の充実等により職員の確保、育成を行い、人的基盤の強化を図ります。また、感染症、自然災害の発生により重要な事業を中断させないよう危機管理を徹底し、事業の継続性を確保します。

本会の目的や事業を広く周知することで住民等の理解を得て、会員会費、共同募金、寄付金等の自己財源確保に努め、持続可能な組織を目指します。

1 支え合いの地域づくり

(1) 地域福祉人材の育成

- 「とよた市民福祉大学（第7期）」（福祉入門コース全12回、家庭介護コース全8回）の開講、認知症理解専門講座（全4回）等の修了生のフォローアップ、児童生徒を対象とした福祉実践教室（120回）の開催等により地域福祉人材の養成、育成に取り組みます。
- 「住民のための地域福祉活動実践セミナー」等の住民主体の地域福祉活動の事例発表や学校、地域、交流館等と連携した地域福祉啓発の充実を図ります。



本会事業の3つの柱

(2) ボランティアセンターによる地域福祉への住民参加の支援

- 本所、支所（旭、足助、稲武、小原、下山、藤岡）及び出張所（上郷、猿投、高岡、高橋・松平）に設置したボランティアセンターは、地域福祉への住民参加を支援します。
- ボランティア活動の初めの一歩となる講演会（上郷・高岡地区で1回、高橋・松平・猿投地区で1回）や個別ニーズに対応できるボランティアの養成講座（全3回）を企画（拡充）し、ボランティアマインドの醸成、ボランティア登録促進、活動へのコーディネートに取り組みます。
- 個人や団体のボランティア活動者同士の“横”の連携を深めるために、情報交換会（11地区）の開催やお助け隊ネットワーク会議（2回）、子どもの支援ネットワーク交流会（1回）を企画し、活動の活性化やモチベーションの向上に寄与します。
- 災害ボランティア事業では、養成講座（全3回）、フォローアップ研修（2回）及び災害ボランティア支援センター立上訓練（1回）を開催し、災害時のボランティア活動支援に不可欠な地域福祉人材を養成します。

(3) CSWによる小地域福祉活動の支援

- 各拠点（本所、支所及び出張所）のCSWは、地域で受け止めた個別の生活課題を地域の課題として捉え、課題解決に向けて住民等に働きかけるとともに、住民等が主体となって取り組む支え合い活動を支援します。
- 地域の課題や資源を把握し、ニーズに応じた企画の立案や社会資源の開発・調整等を行いながら、多様な主体が話し合う場（協議体）を開催して住民主体の新たな取組の創造を支援します。



2 相談支援

(1) 困難を抱える世帯等の相談支援

- 住民に身近な場所で、生活困窮をはじめ、育児・介護の同時負担、8050問題、認知症等あらゆる生活上の相談に応じ、関係機関と連携して相談者の自立した生活を支援します。
(強化)
- 弁護士等の専門家と連携を密にし、市民のニーズに合致した相談支援体制を構築します。
- 新型コロナウイルス感染症により顕在化した生活困窮世帯等に対し、世帯の生活に寄り添った相談支援を行います。
- 生活困窮者自立支援事業（市受託事業）の就労準備支援は、本会の事業としては令和3年度末で終了し、本年度から新たに被保護者家計改善支援（生活保護脱却の段階の支援、市受託事業）に取り組みます。（新規）

(2) 子どもの相談支援

- 生活困窮世帯をはじめ、様々な生活上の相談を受け止める中で、子どもの悩みや貧困等の課題に気づき、迅速に専門機関との連携を図り、子どもの健やかな成長を支援します。
- 豊田市社会福祉協議会子ども基金を財源に、子ども応援ギフト配布事業（40件）を実施します。本年度からは、新たな子ども応援事業として豊田市社会福祉協議会高校生等就学応援金支給事業（10件）を実施します。（新規）

(3) 権利擁護支援

- 判断能力が不十分な状態になったとしても、個人の尊厳が守られ、住み慣れた地域でいつまでも自分らしく安心して暮らすことができるよう、権利擁護支援の体制を充実します。
- 生活支援員派遣事業、日常生活自立支援事業及び法人後見事業（豊田市成年後見支援センター事業）との連携による効果的な権利擁護支援を行います。
- 豊田市成年後見制度利用促進計画（R2～R7年度）は、計画期間の中間年にあたり、各取組の進捗状況を踏まえて見直しを行います。（強化）
- 成年後見制度の啓発と一層の利用促進を図るとともに、親族後見人等の支援、“とよた市民後見人”の活動支援（強化）を行い、制度利用のための環境整備を推し進めます。
- 権利擁護支援の活動は、市民や企業等が寄付（くらし応援資金）等の方法で自らも参加し支えられる仕組みの中で実施します。

(4) 高齢者の相談支援

- 基幹包括支援センターは、市内28か所の地域包括支援センターが抱える支援困難事例の対応を後方支援します。また、基幹包括支援センター内に配置されている認知症初期集中支援チームは、認知症の人やその家族に対して関係機関と連携しながら早期診断・早期対応に向けた支援を行います。
- 本会が運営する6か所の地域包括支援センターは、高齢者の生活や介護に関する相談に応

じ、保健・福祉サービスの申請代行や利用調整、要支援者等のケアマネジメント等により高齢者の健康と生活の安定を図ります。

- 居宅介護支援事業所では、要介護者等の解決すべき課題や心身の状態に合わせ「利用者本位の介護サービス」が適切かつ効果的に提供されるよう、介護保険制度だけではなくインフォーマルなサービスも含め連携・調整・提供します。

(5) 障がい者の相談支援

- 障がい者が地域で安心して暮らせるように、障がい児（者）の福祉サービス利用に関する相談を受け、福祉サービスの申請代行や社会資源の調整等の直接支援を行います。
- 中山間地域における障がい者相談支援体制は、足助支所が中心となって専門性を確保します。他の支所は、足助支所と連携し、身近な地域の相談窓口として相談支援にあたります。
- 相談支援の基幹的機能においては、関係機関との情報共有・連携強化や豊田市地域自立支援協議会との連携、協力を図ります。

3 在宅福祉

(1) 市内介護事業所等の支援

- 市内介護事業所等の人材不足に対し、豊田市介護サービス機関連絡協議会と協力した介護職員初任者研修（２回）の開催（拡充）やヘルパーの仕事に興味を持つ人に向けたヘルパートライ講座等を開催し、介護サービスに携わる人材確保を推進します。
- 豊田市介護サービス機関連絡協議会の事務局機能により、事業者間の連携強化を図ります。
- 安定的な介護サービスが実施できるように、介護事業所等や介護に関わる人材から意見や要望等を聴取し、行政等へ必要な提言、要望を行います。

(2) 事業所の安定経営

- 安全・安心で質の高いサービス提供に向けて、資格取得や職員研修会の実施による職員の資質向上、法令遵守の徹底を図ります。また、経営感覚を持った効率的な事業運営と利用者の満足度の向上の両立を目指します。
- 感染症や災害時等の事業継続に係るサービス提供体制を整備します。（強化）

(3) 高齢者の在宅福祉

- 新型コロナウイルス感染症の影響により外出が抑制された高齢者の生活機能の低下を早期に発見し、介護予防につなげます。
- ICT機器を活用した科学的裏付けに基づく介護を提供します。（強化）
- ホームヘルプ、デイサービス、介護予防・生活支援サービスの実施により、特に中山間地

域で介護サービスの空白地域を作らないよう最大限努めます。

(4) 障がい者の自立支援

- 生活介護及び地域生活支援デイでは、日常生活上の支援及び食事・入浴サービス、機能訓練、作業・創作活動を提供し、障がい者(児)の自立支援、または心豊かな生活が送られるよう就労能力、知識、技能習得訓練を実施します。
- 中山間地域で障がい福祉サービスの空白地域を作らないよう最大限努めます。

(5) 子育て世帯の支援

- 児童の養育が困難な家庭において、ホームヘルパーが家事及び育児等の訪問支援を実施し、安定した児童の養育が可能となるよう支援します。
- 子どもや養育者の心身状況、生活環境等を把握し、関係機関や団体との連携・情報共有を図ります。

4 指定管理施設

(1) 受託施設の管理運営

- 豊田市から指定管理（施設管理）を受託した9施設について、環境に配慮し、安全で安心、公平で公正な対応で施設管理を実施します。経費節減等に努め、効率的かつ効果的な管理運営を行います。
- 施設利用者のニーズを的確に把握し、職員の接遇や施設内環境への反映により、市民サービス向上に努めます。また、施設の瑕疵による物損、人身事故等が発生しないよう適切な点検や修繕を実施します。
- 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、引き続き施設利用者へのマスクの着用、検温、手指消毒の励行、室内の換気及び消毒の実施等、予防対策に徹底して取り組みます。
- 避難所指定の小原福祉センター（小原支所）、下山保健福祉センター（下山支所）のほか、本会が管理する他の施設でも豊田市と協力して災害時への対応を図ります。

(2) 地域福祉推進の活動拠点としての活用

- 指定管理施設を、地域福祉を推進するための市民の活動拠点として活用し、本会事業と施設機能の相乗効果を図ります。

5 法人基盤

(1) 組織強化・危機管理

- 豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画の実効性を確保するため、令和元年度に策定した

本会の第2次基盤強化指針に従い、法人基盤の強化を図ります。

- 令和7年に法人化50周年を迎えるにあたり、次の50年（NEXT50）を見据えた本会の方向性を検討します。（新規）
- （仮称）支所推進計画の策定に向けて取り組み、支所地域における「支え合いの地域づくり」、「相談支援」、「在宅福祉」の方向性を検討します。（新規）
- 自然災害の増加や感染症の拡大等により事業の継続性が損なわれないよう事業継続計画を策定し、危機管理を行います。（新規）

(2) 財源の安定化

- 本会の目的や事業を市民、企業、団体等へ広く周知することで理解を促し、会員会費、共同募金、寄付金等の財源確保に努めます。
- 社会福祉充実計画（H29～R5年度）を検証し、法人が保有する活用可能な財産（社会福祉充実額）を、計画的かつ適正に運用します。
- 目的基金である地域福祉活動基金、豊田市社会福祉協議会子ども基金及びくらし応援資金の充実により事業継続の安定化を図ります。
- 社会福祉充実残額の解消後の財源について市との協議を進めます。（強化）

(3) 職員の確保・育成

- 職員育成方針に基づき、職員に求められる役割、能力、スキルを明確化し、キャリアアップを推進します。新規採用職員、階層別等の職員研修や資格取得支援を行い（拡充）、プロパー職員による法人運営や質の高いサービスの提供が継続できるよう人的基盤の強化に努めます。
- 本会職員を市へ実務研修として派遣する制度を開始（新規）し、職員に幅広い視野、知識、経験、人脈を得られる機会を設けて成長を促すとともに法人の中核を担う人材の育成を図ります。
- 法令等を遵守した働きやすい職場環境を整え（強化）、職員の定着を図ります。

◇ NEXT（ネクスト）50

本会は、令和7年10月に法人化50周年の大きな節目を迎えます。

“新たな50年（NEXT50）”への出発点となる令和7年を前に、本会のこれまでの歩みや成果を見つめ直し、今後本会が目指す方向性を明らかにしていきます。

説明事項 2

令和4年度の会費等の募集

募集区分	募集資材 配布時期	自治区での 募集時期 (希望)	集約 時期 (希望)	募 集 金 額 募 集 方 法	自治区への助成基準
社会福祉協議会 会費	4月下旬	5月～6月	7月	【賛助会員】 1,000 円以上 【普通会員】 300 円以上 戸別封筒	前年度実績額の 45% + 1 万円 を自治区福祉活動助 成金として助成（申 請による） * 旧町村地域につい ては備考①参照
共同募金 （赤い羽根・歳 末たすけあい募 金の同時募集）	9月下旬	10月～ 12月	12月末	戸別封筒	
日本赤十字社 活動資金	9月下旬	10月～ 12月		チラシ配布	

【備考】

- ①旧町村地域での社協会費実績に関わる自治区助成については「社協支所」事業に活用します。
- ②社会福祉協議会 会費募集事務協力費として豊田市区長会へ 602,000 円助成
(2,000 円×301 自治区)
- ③日本赤十字社 活動資金募集事務協力費として豊田市区長会へ 451,500 円助成
(1,500 円×301 自治区)

社協会費・共同募金・日赤活動資金への協力をお願い



社会福祉法人
豊田市社会福祉協議会



ぼらんて君



日本赤十字社

日本赤十字社

豊田市地区



ハートラesa



豊田市
共同募金委員会



～3つの組織がつながって豊田市の地域福祉を応援しています～

豊田市社会福祉協議会

豊田市共同募金委員会

日本赤十字社豊田市地区

住所：豊田市錦町1-1-1

電話：34-1131

社会福祉協議会では、「会費」の募集を行っています。

「会費」とは、社会福祉協議会の事業に金銭的なご協力をいただくご寄付で、今年度は5月に実施いたします。

世帯会費には以下のものがあります。

賛助会員…1,000 円以上のご協力をしていただける方

普通会員…300 円以上 1,000 円未満のご協力をしていただける方

協力費…300 円未満のご協力をしていただける方

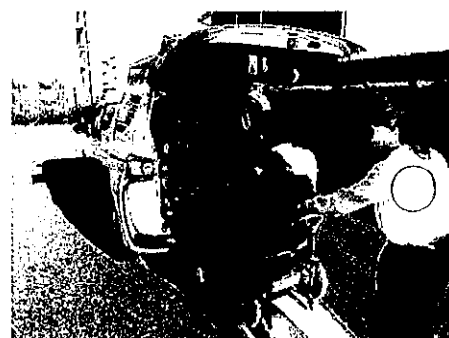
なお、会費・寄付金へのご協力は強制ではありません。



ぼらんて君

【会費の主な使い道】

- * 自治区や地区コミュニティ会議など地域福祉活動への助成
- * 「とよた市民福祉大学」の開講・運営
- * 地域ふれあいサロンの支援
- * 住民のボランティア活動を推進するボランティアセンター事業
- * 車いす用福祉車両・車いすの貸出
- * 火災などの被災者への見舞金の支給



車いす用福祉車両の様子

※令和3年度見舞金支給実績

20 世帯 38 名 見舞金：432,000 円、死亡弔慰金：100,000 円

【昨年度の活動：「とよた市民福祉大学」の開講・運営（福祉入門・家庭介護コース）】

地域福祉活動の担い手づくりを目的とした「とよた市民福祉大学（第6期）」を開講し、53 名（福祉入門コース 20 名、家庭介護コース 33 名）の方が修了されました。

修了された方の中には、民生委員児童委員、コミュニティ会議福祉部会委員、ふれあいサロンの立ち上げや子どもの居場所の支援、お助け隊に参加する等、地域で活躍している方もいらっしゃいます。



とよた市民福祉大学受講の様子

社協会費の実績（令和4年3月16日現在）

区 分	令和3年度実績	
世 帯	295 自治区	23,599,473 円
法 人	556 社	3,714,800 円
団 体	21 団体	56,000 円
施 設	43 施設	98,000 円
合 計		27,468,273 円

共同募金＝豊田市共同募金委員会

共同募金は愛称を「赤い羽根共同募金」として、「社会福祉法」に基づき、民間の社会福祉事業に必要な資金を募るため10月～翌年3月に展開されています。

この運動は昭和22年から続いており、豊田市では赤い羽根募金と歳末たすけあい募金を同時に募集しています。また、1月～3月は特定の地域課題の解決するため、目的を定めたテーマ型の募金活動を展開しています。

※金額に定めはありません。また、募金は強制ではありません。

お寄せいただいた募金は、以下のような事業に活用させていただいております。

【共同募金の主な使い道】

* 心配ごと相談事業

法律相談など各種相談を行います。

* 福祉実践教室

障がい理解するため車椅子や高齢者擬似体験セットによる体験や子どもたちが福祉を学ぶきっかけを作る福祉関係の講話を行います。

* 長寿祝事業

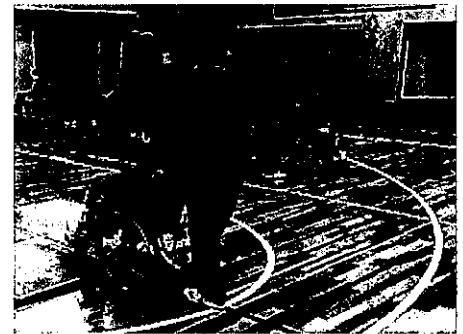
市内の高齢者のみなさまへ長寿のお祝いと感謝の意を表することを目的として贈呈品をお送りします。

* 歳末たすけあい

生活保護世帯を除く生活困窮世帯に見舞金を送ります。



心配ごと相談の様子



福祉実践教室の様子

共同募金の実績額（令和4年3月16日現在）

区 分	令和3年度実績	
戸 別 募 金	296 自治区	31,652,220 円
法 人 募 金	269 社	1,772,825 円
学 校 募 金	96 校	1,598,640 円
職 域 募 金	236 件	598,611 円
その他一般募金	93 件	18,447,706 円
その他歳末募金	49 件	231,000 円
テーマ型募金	22 件	23,499 円
合 計		54,324,501 円



©中央共同募金会

にほんせきじゅうじしゃ
活動資金＝日本赤十字社

豊田市地区では、10月から「活動資金」の募集を行います。

会費…日本赤十字社の会員として2,000円以上協力していただくもの

(会員になるためには住所・氏名・協力金額を明記していただく必要があります)

協力会費…500円以上を目安に、活動に賛同してご協力していただくもの

なお、活動資金のご協力は強制ではありません。

【活動資金の主な使い道】

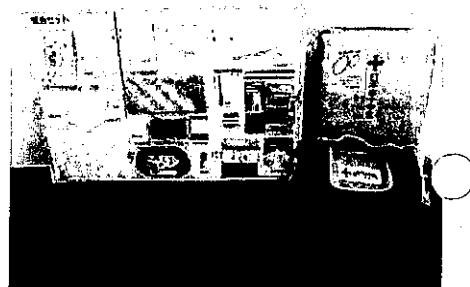
- * 市内小中高等学校などのJRC（青少年赤十字）の活動支援（団体助成や活動PR）
- * 「豊田市赤十字奉仕団」など、赤十字ボランティアの活動支援
- * 火災などの被災者への救援物資（毛布や見舞金品等）の配布

※豊田市内救援物資等配布件数

令和3年度：災害20件・20世帯 38名

日用品セット7セット、毛布23枚、タオル3枚

見舞金280,000円



被災者に渡される救援物資セット

【豊田市での主な赤十字活動】

赤十字奉仕団

「豊田市赤十字奉仕団」が地域に根差したボランティア活動をすすめています。日頃学んだ防災知識を市民の方々へ伝える活動や献血の呼びかけ、そして愛知少年院の後援活動など行っています。



三角巾を使って（応急手当）
豊田市赤十字奉仕団

青少年赤十字

豊田市内すべての小中特別支援学校が青少年赤十字に加盟しています。市内の小中学校から代表児童生徒が参加するトレーニングセンターを開催し、赤十字のプログラムを使いリーダーを育てています。

また、海外で赤十字が行う衛生管理や防災活動の普及のための資金となる「お年玉募金」を集めています。

活動資金の実績（令和4年3月16日現在）



区 分	令和3年度実績	
一 般 会 費	2,099 件	8,191,403 円
法 人 会 費	297 社	2,042,500 円
合 計		10,233,903 円

説明事項 3 各地区の区長連絡会等での説明について

次のとおり5月の地区区長連絡会で社会福祉協議会の事業等について説明をさせていただけるようお取り計らいをお願いいたします。

○所要時間 10分程度

○内 容 ①社協の事業内容 ②社協会費等の募集のお願い

○お 願 い 次の日程にて説明を予定させていただきたいと考えておりますが、ご都合の付かない地区につきましては、別に日程調整させていただきたく思いますのでご配慮くださいますようお願い申し上げます。

事業等 説明日程 (案)

	地区名	場所	開催日	連絡会開始時間
1	崇化館	崇化館交流館	5月11日(水)	13:30~
2	梅坪台	梅坪台交流館	5月10日(火)	17:00~
3	浄水	浄水交流館	5月10日(火)	18:00~
4	朝日丘	朝日丘交流館	5月11日(水)	10:00~
5	逢妻	逢妻交流館	5月12日(木)	19:00~
6	高橋	高橋交流館	5月10日(火)	19:00~
7	美里	美里交流館	5月 8日(日)	14:30~
8	益富	益富交流館	5月 8日(日)	16:00~
9	豊南	豊南交流館	5月11日(水)	17:00~
10	末野原	末野原交流館	5月11日(水)	16:00~
11	上郷	上郷交流館	5月13日(金)	18:00~
12	竜神	竜神交流館	5月11日(水)	17:30~
13	若林	若林交流館	5月 6日(金)	17:00~
14	前林	前林交流館	5月13日(金)	19:00~
15	若園	若園交流館	5月 6日(金)	13:30~
16	猿投台	猿投台交流館	5月13日(金)	19:00~
17	井郷	井郷交流館	5月11日(水)	15:00~
18	猿投	猿投北交流館	5月14日(土)	13:00~
19	保見	保見交流館	5月13日(金)	18:30~
20	石野	石野交流館	5月12日(木)	19:00~
21	松平	松平交流館	5月13日(金)	18:15~
22	藤岡	藤岡交流館	5月14日(土)	16:00~
23	藤岡南	藤岡南交流館	5月12日(木)	16:00~
24	小原	小原支所	5月 6日(金)	18:00~
25	足助	足助支所	5月 9日(月)	18:30~
26	下山	下山支所	5月10日(火)	14:00~
27	旭	旭交流館	5月10日(火)	13:00~
28	稲武	稲武支所	5月10日(火)	16:00~

問合せ先

豊田市社会福祉協議会 総務課 電話：34-1131 FAX：32-6011

令和4年4月21日

区長会4役 各位

豊田市選挙管理委員会
委員長 倉橋 靖俊**第26回参議院議員通常選挙における投票管理者等の推薦の
御協力について（事前案内）**

日頃は、選挙事務の執行につきまして、格別の御理解と御協力をいただき厚くお礼を申し上げます。

さて、令和4年7月25日任期満了による『参議院議員通常選挙』が執行されます。

現時点では期日は定まっておりますが、御多忙のところ誠に恐縮ですが、下記のとおり事前に案内をさせていただきますので、御協力をよろしくお願いします。

なお、後日該当区長へ、詳細を文書にて正式に依頼します。

記

1『参議院議員通常選挙』依頼事項の概要**（1）投票日当日における依頼内容・・・7月10日（日）投票日予定**

	豊田・藤岡地区の投票所	小原・足助・下山・旭・稲武地区の投票所
投票時間	午前7時から午後8時	午前7時から午後6時

①投票立会人 2名の推薦

「依頼先」 投票所の所在地の区長を代表者として推薦の依頼をします。
（関係区長と協議のうえ推薦をお願いします。）

・文書発送予定日・・・5月11日（水）頃

②投票所の使用依頼（自治区管理の区民会館等を使用する場合）

「依頼先」 該当施設を管理する区長

・文書発送予定日・・・5月11日（水）頃

裏面あり

(2) 期日前投票における依頼内容

	本庁、高橋・上郷・高岡・猿投・松平・藤岡支所	小原・足助・旭・稲武支所 下山交流館
投票期間 (予定)	公示日の翌日から 17日間※ 6月23日(木)～7月9日(土)	投票日前日までの7日間 7月3日(日)～7月9日(土)
投票時間	午前8時30分から午後8時	午前8時30分から午後7時

※通常公示日が6月23日となりますが、「沖縄慰霊の日」と重なるため、1日前倒しされ、公示日が6月22日の見通しです。

①投票管理者 各日 1名の推薦

②投票立会人 各日 2名の推薦 ※一部の期日前投票場所(注)

「依頼先」 区長会役員の中から本庁及び支所ごとに1名の方を代表者として推薦の取りまとめの依頼をします。

(注) 一部の期日前投票場所・・・藤岡・小原・足助・旭・稲武支所
下山交流館

・文書発送予定日・・・5月9日(月)頃

(3) 選挙公報の配布依頼

参議院議員通常選挙の選挙公報(選挙区・比例代表の2種類)が発行されます。

広報とよたと同じ方法で自治区に配布しますので、大変恐縮ですが、各家庭への配布をよろしくお願いします。

◎各自治区への配布予定日・・・7月1日(金)～5日(火)頃

なお、愛知県から配送計画が示された段階で区長又は広報委員へ詳細な文書を発送します。

2 投票管理者及び投票立会人の主な仕事について

(1) 投票管理者の主な仕事について

①投票所において、選挙人に正しい投票を行わせるようにするとともに、投票事務が公正適確に処理されているか、投票の秘密が守られ、投票所内の秩序が十分保たれているかどうか等について常に注意してください。

②投票管理者とその職務代理者(市職員)は、投票事務の内容及びその進め方等について打ち合わせるとともに、公正適確に処理をしてください。

(2) 投票立会人の主な仕事について

①投票事務が公正、適確かつ迅速に処理され、選挙人が自由な意思に従って投票することができるよう、投票管理者に協力してください。

②投票手続きの全般について立ち会ってください。

■ 選挙の動向については、今後の国会の動きを注視してくださるようお願いします。

(問合せ先：豊田市選挙管理委員会事務局 電話番号 34-6667(直通))

令和4年4月27日

豊田市区長会役員 様

地域振興部交通安全防犯課
課長 中尾 信広

第7次豊田市防犯活動行動計画について（情報提供）

日頃は、防犯活動の推進に格段の御理解と御尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、令和4年度から令和6年度を計画期間とする「第7次豊田市防犯活動行動計画」を策定しました。つきましては、計画の概要について情報提供させていただきます。

問合せ

地域振興部交通安全防犯課 島村

電話 0565-34-6633

FAX 0565-32-3794

メール bouhan@city.toyota.aichi.jp

第7次豊田市防犯活動行動計画の概要

I 豊田市防犯活動行動計画

策定の根拠

豊田市犯罪のないまちづくり条例（平成18年条例第80号）

第12条 犯罪のないまちづくりに関する施策を体系的に推進していくため、防犯活動行動計画を策定する。

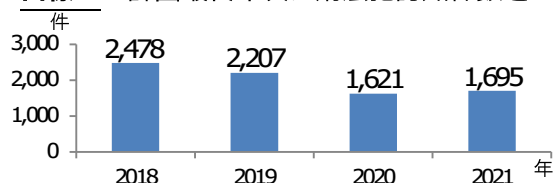
※第6次豊田市防犯活動行動計画（2019年度～2021年度）



II 第6次豊田市防犯活動行動計画（2019年度～2021年度）の検証

1 目標の達成状況

目標1 計画最終年次に刑法犯認知件数を2,000件以下



刑法犯認知件数は、2018年2,478件から2021年は1,695件となり、△783件、△31.6%と大幅な減少となった。包括罪種別にみると、窃盗犯△597件、△36.9%、その他刑法犯△163件、△27.7%で、この2つの罪種の減少が大部分を占めている。凶悪犯、粗暴犯、風俗犯は、微減にとどまっている。

目標2 計画最終年次に無施錠被害の認知件数を20%減（2018年比）

	住宅対象 侵入盗	車上ねらい	自転車盗
2018年	38件	102件	240件
目標値	30件以下	80件以下	190件以下
2021年 (減少率)	16件 (△57.9%)	45件 (△55.9%)	141件 (△41.3%)

無施錠被害削減の達成状況について

住宅対象侵入盗、車上ねらい、自転車盗のいずれも目標を大きく上回る減少となった。刑法犯（特に窃盗犯）自体が大きく減少しており、新型コロナウイルス感染拡大の影響も考えられる。

2 重点取組項目の状況

基本方針	重点取組項目	主な推進事業の実績						
1 防犯意識の高揚と地域防犯力の向上	(1) 自主防犯活動の推進 (2) 犯罪情報の提供 (3) 効果的な防犯啓発の実施	・自主防犯活動物品、研修会の支援 ・地域防犯ボランティア・ステップアップ講座 <table border="1"> <tr> <th>2019年度</th><th>2020年度</th><th>2021年度</th></tr> <tr> <td>525人</td><td>中止</td><td>120人</td></tr> </table> ・緊急メールとよた犯罪情報登録数 37,028件(2022年3月1日現在)※2018年度未登録数34,287件	2019年度	2020年度	2021年度	525人	中止	120人
2019年度	2020年度	2021年度						
525人	中止	120人						
2 犯罪の起きにくい環境づくり	(4) 防犯カメラの効果的な設置の促進 (5) 巡回活動の強化 (6) 施錠の徹底 (7) 「地域の目」の醸成	・防犯設備整備費補助制度での防犯カメラ設置補助金交付件数と設置台数 <table border="1"> <tr> <th>2019年度</th><th>2020年度</th><th>2021年度</th></tr> <tr> <td>25件 65台</td><td>33件 68台</td><td>25件 53台</td></tr> </table> ・深夜時間帯の青パト巡回（毎日実施） ・駐輪場での自転車ツーロック啓発の実施 ・ナンバープレート盗難防止ネジの普及促進	2019年度	2020年度	2021年度	25件 65台	33件 68台	25件 53台
2019年度	2020年度	2021年度						
25件 65台	33件 68台	25件 53台						

基本方針	重点取組項目	主な推進事業の実績		
3 子どもと高齢者を 犯罪から守る対策	(8) 子どもの防犯意識の醸成 (9) 子どもの見守りの強化 (10) 高齢者の防犯意識の醸成 (11) 振り込め詐欺対策のための 連携強化	・ 子どもの防犯教室開催		
		2019 年度	2020 年度	2021 年度
		25 校	11 校	35 校
		・ 高齢者交通安全防犯世帯訪問事業		
		2019 年度	2020 年度	2021 年度
		8,864 世帯	10,041 世帯	9,250 世帯
		・ 包括連携協定締結事業所との連携による啓発		

3 評価と課題

(1) 評価

- ① 防犯活動行動計画の取組は刑法犯認知件数の減少につながっている。
- ② 自助（市民）、共助（地域、コミュニティ）、公助（市、警察）の連携が一定の効果をあげている。
- ③ 共助では防犯環境の整備（防犯カメラの設置）が順調に進み、身近な犯罪の減少につながっている。

(2) 課題

- ① 地域防犯活動の活発化（防犯活動に終わりは無い。継続は必要）
- ② 市の防犯施策に対する満足度向上（施策が見えていない。見せる化が必要）
- ③ 犯罪に対する不安感の改善（住宅対象侵入盗、自動車関連窃盗、不審者、特殊詐欺）

Ⅲ 第7次豊田市防犯活動行動計画

1 計画期間 2022 年度～2024 年度

2 目的 安心して生活することのできる地域社会の実現

3 目標 2024 年までに刑法犯認知件数を 1,500 件以下にすること

4 基本方針 愛知県の「あいち地域安全戦略 2023（2021 年度～2023 年度）」の基本戦略を念頭に置き、第 6 次防犯活動行動計画で明らかになった課題を解決する方向性として次のとおり定める。

豊田市防犯活動行動計画 基本方針

（課題①）Ⅰ 地域防犯力の向上

（課題②）Ⅱ 効果的な防犯啓発の推進

（課題③）Ⅲ 安全・安心を脅かす犯罪の抑止

参考 あいち地域安全戦略 2023 基本戦略

Ⅰ 防犯意識の醸成と地域防犯力の向上

Ⅱ 犯罪の起きにくい社会づくり

Ⅲ 県民の安全・安心を脅かす犯罪への対策の推進

5 重点取組項目と推進事業

基本方針を踏まえ、重点取組項目を 11 項目設定し、推進事業として 35 事業に取り組む。

なお、他所属業務で、防犯関連施策として協力が得られる 26 事業を連携事業として盛り込む。

基本方針	重点取組項目	主な推進事業
Ⅰ 地域防犯力の向上 【評価指標】 ステップアップ講座参加者数 防犯カメラ運用自治区数	1 自主防犯活動の支援 2 担い手の育成 3 防犯環境整備の推進	・ 自主防犯活動用物品の支援 ・ 地域防犯ボランティア・ステップアップ講座 ・ 防犯設備整備費補助金制度 ・ 防犯功労者・団体表彰（感謝状） ・ まちの防犯診断の促進【新規】 …など
Ⅱ 効果的な防犯啓発の推進 【評価指標】 子どもの防犯教室実施校数 高齢者訪問世帯数	4 こどもの防犯意識を醸成 5 高齢者の防犯意識を醸成 6 関係機関との啓発連携 7 施策の見せる化	・ 子どもの防犯教室 ・ 高齢者世帯訪問事業 ・ 愛知県安全なまちづくり活動推進員との連携【新規】 ・ 各種広報媒体による施策の見せる化【新規】 ・ 年末の安全なまちづくり市民大会【新規】 ・ 施策の見せる化出前講座の実施【新規】 …など
Ⅲ 安全・安心を脅かす犯罪の抑止 【評価指標】 特殊詐欺認知件数 無施錠被害率	8 巡回活動の強化 9 犯罪情報の迅速な提供 10 特殊詐欺被害防止対策の推進 11 無施錠被害の削減	・ 青色防犯パトロール ・ 「緊急メールとよた」による迅速な情報提供 ・ 自転車ツーロックの推進 ・ パートナーシップ協定締結事業者との連携【拡充】 ・ 特殊詐欺被害防止巡回【新規】 ・ 特殊詐欺被害者情報の収集・分析【新規】 …など

令和 4 年 4 月 2 7 日

自治区長 様

福祉部 福祉総合相談課長
大内 紀哉

避難行動要支援者の支援について（お願い）

皆様には、日頃から福祉行政に御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

災害対策基本法の一部改正（平成 2 6 年 4 月 1 日施行）において、避難行動要支援者名簿の作成と提供が市長に義務付けられたことにより、避難行動要支援者名簿制度を運用しています。皆様におかれましては、要支援者の見守りや地域の支援体制づくりに御尽力いただき、誠にありがとうございます。

つきましては、今年度も引き続き、自主防災会や民生委員、地域包括支援センター、消防団等の関係者の方々と連携していただきながら、要支援者の支援について御協力をお願いします。なお、制度の概要や今後の流れについては、下記を御確認ください。

記

1 制度概要

高齢者や障がい者（避難行動要支援者）の名簿情報を平常時から地域関係者へ提供し、日頃の見守りや災害時の地域の支援体制づくりを進める。

（※ただし、平常時から名簿情報を提供するためには本人の同意が必要であり、市が本人に対して適宜同意確認を実施する。）

2 避難行動要支援者の対象者

在宅で生活し、下記のいずれかに該当する者

- ア 介護保険における要介護 3 ～ 5 の認定者
- イ ひとり暮らし高齢者等登録者
- ウ 豊田市在宅重度心身障がい者手当の受給者
- エ 身体障がい者手帳において、視覚・聴覚・下肢・体幹のいずれかが 1 級～ 2 級の者
- オ 上記に準ずる者で登録を希望するもの（老夫婦世帯、老々介護世帯など）

3 名簿の提供先（避難支援等関係者）

- ①自治区（自治区長、自治区役員、組長、地域支援者など）
- ②自主防災会（自主防災会長、自主防災会役員）
- ③民生委員
- ④地域包括支援センター（6 5 歳以上の人の情報のみ提供）
- ⑤消防団
- ⑥警察（豊田警察署、足助警察署）

4 今後の市の動きと地域の動き

《 市 》

時 期	内 容
4～5月	・ 自治区、民生委員等の関係者へ協力をお願い
6月 (地区区長会)	・ 関係者へ名簿の更新、提供 ・ 制度概要の説明及び個別支援台帳作成のお願い
通年	・ 新規同意者や死亡・転出等の情報を定期的に情報提供（変更通知） ・ 各地区への訪問説明や活動支援（事例の展開）

★市職員が地区区長会
に出席します。

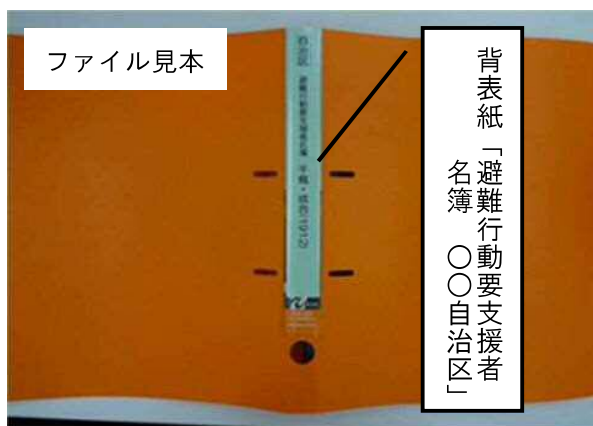
《 地域（スケジュール例） 》

時 期	内 容
4～7月	・ 自主防災会、民生委員等と地域の連携について話し合い
6月	・ 市から最新名簿の受け取り、古い名簿の返却
通年	・ 要支援者への声かけや見守り ・ 個別支援台帳の作成、市へ写しの提供 ・ 防災訓練を通じた支援体制の強化

※上記は参考スケジュールです。地域の実情に応じて、可能な範囲で支援の御協力をお願いします。

5 その他

- ①生涯学習出前講座に避難行動要支援者に関するメニューがあります。地域で勉強会や検討会を開催する際にはぜひ御活用ください。
- ②6月地区区長会に市職員が出席し、最新の名簿を提供いたします。できる限り、オレンジ色ファイルを6月地区区長会に持参していただくようお願いします。なお、4・5月は多くの自治区・自主防災会が組織の引き継ぎ等で御多忙かと思しますので、名簿内容の「変更通知」の送付を見合わせます。御承知おきください。



【問合せ】

福祉総合相談課
電話:34-6791
FAX:33-2940

豊福相第 号
令和4年4月27日

自治区長 様

豊田市長 太田 稔彦
(公 印 省 略)

一斉改選に伴う民生委員・児童委員、主任児童委員の
候補者の選出について（依頼）

福祉行政ならびに民生委員・児童委員活動には、日頃から多大なご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、地域住民の福祉に係る相談相手として、また、地域住民と福祉関係機関とのつなぎ役として活動している民生委員・児童委員の任期が、令和4年11月30日をもって満了となります。

つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮ですが、次期の民生委員・児童委員、主任児童委員候補者について、次頁以降の「民生委員・児童委員の選出要領」等をご確認いただき、選出くださいますようお願い申し上げます。

《問合せ及び提出先》

豊田市役所福祉総合相談課 民生担当 松井、山中、鈴木
〒471-8501 豊田市西町3丁目60番地（東庁舎1階）
電話 34-6791（直通）

民生委員・児童委員の選出要領

1 選出人数

自治区名	定数
〇〇自治区	〇名

2 提出書類 民生委員・児童委員候補者調書 〇部

3 提出期限 令和4年8月22日（月）

4 その他

（1）複数の自治区から選出いただく場合【該当自治区のみ】

（例：2つの自治区で1人の民生委員・児童委員が配置されている場合）

複数の自治区から選出いただく場合には、関係する自治区で協議の上、候補者調書の裏面に連名でご提出ください。（記名自署の場合は押印不要です）

※候補者調書は全自治区長に配布しておりますので、複数の自治区から選出される場合は、協議いただき1部のみご提出ください。

（2）主任児童委員の選出について【地区区長会長及び選出自治区のみ】

主任児童委員については、地区区長会長に候補者調書（主任児童委員用）を配布しています。地区区長会長の自治区とは別の自治区から選出する場合は、地区区長会長と居住地の自治区長との連名で、ご提出ください。

（3）任期

今回選出していただく委員の任期は

令和4年12月1日～令和7年11月30日 です。

5 問合せ及び提出先 豊田市役所 福祉総合相談課 民生担当 担当者：松井、山中、鈴木 電話 34-6791（直通）

民生委員・児童委員、主任児童委員の概要

1 根拠法令

民生委員……………民生委員法
 児童委員……………児童福祉法（民生委員は児童委員を兼ねる）
 主任児童委員…児童福祉法（児童福祉を専門的に担当する）

2 民生委員・児童委員の身分

厚生労働大臣による委嘱
 特別職の地方公務員
 ※法により、無報酬。活動費用弁償（実費弁償）は、年額 127,200 円

3 任期（次期）

3 年（再任可能） 令和 4 年 12 月 1 日～令和 7 年 11 月 30 日

民生委員・児童委員、主任児童委員の主な活動

民生委員・児童委員制度は、地域住民から福祉に関する相談を受け、支援を行う制度です。

民生委員・児童委員は、住民がそれぞれの能力に応じて自立した生活が営めるよう、住民の生活状態を必要に応じて適切に把握し、相談や助言、福祉サービスについての情報提供などの援助や、関係行政機関の業務に対する協力、社会福祉事業や活動への支援を行い、住民福祉の増進を図るための活動を行っています。また、主任児童委員は、上記の活動の中でも児童福祉を中心に活動しています。

【主な活動例】

- | | | |
|---|---|------------------|
| 1 | 各地区民生委員児童委員協議会（定例会） | 月 1 回 |
| 2 | 豊田市民生委員児童委員協議会 総会
全員協議会（研修会）
専門部会研修会等 | 6 月
1 月
随時 |
| 3 | 地区協議会での独自活動（奉仕活動、委員研修、ひとり暮らし高齢者を対象とした事業実施等） | 随時 |
| 4 | ひとり暮らし高齢者等移動費助成券（タクシー券）等の配布 | 4 月他 |
| 5 | 各部会による活動（愛のパトロールや特殊詐欺被害防止活動など） | 随時 |
| 6 | 福祉関係機関等が主催する会議、懇談会等への参加 | 随時 |

7	ひとり暮らし高齢者、避難行動要支援者、徘徊高齢者等の見守りや各種福祉サービス等の手続きの協力	随時
8	社会福祉協議会貸付業務や「赤い羽根共同募金」への協力	随時
9	市が主催する各種民生委員・児童委員研修会への参加	随時
10	福祉に関する各種調査への協力	随時
11	各種確認への協力 (生計同一・居住実態等行政機関では証明できない事実に関する確認)	随時
12	児童虐待や育児不安などを抱える親子への支援活動	随時
13	区長会、学校・こども園、高齢者クラブ等との情報交換	随時

民生委員・児童委員、主任児童委員候補者選出要領

民生委員・児童委員、主任児童委員候補者については、次のことにご留意いただき、選出してください（民生委員法等）。

1 民生委員・児童委員、主任児童委員の就任要件

民生委員・児童委員、主任児童委員として選出される方は、以下の要件を満たす方とします。

(1) 豊田市の議会の議員の選挙権を有する者

年齢満18歳以上、3か月以上豊田市に住所を有する者

(2) 年齢について（就任日（令和4年12月1日）時点）

民生委員・児童委員、主任児童委員ともに、新任・再任ともに75歳未満の者とする。ただし、地域の実情を踏まえ、弾力的な運用（75歳以上）が可能である。

(3) 他の公務員等との兼職

現職の人事委員、公平委員及び議員ではないこと

2 選出に際しての留意事項

現職の民生委員・児童委員については、本人の再任意向や活動状況等を踏まえ、総合的に判断して選出してください。また、候補者は選出する自治区の区長名で選出してください。（主任児童委員は、地区で2名又は3名の選出となりますので、地区区長会長と住居地の自治区長との連名で選出してください。）

なお、円滑に選出事務が進められるよう、民生委員・児童委員に候補者選出に関する自治区長への協力を依頼しています。また、民生委員・児童委員に関するちらしを同封していますので、ご活用ください。

3 適任者について（民生委員法等）

民生委員・児童委員、主任児童委員には、次のような方が適任です。

- （１）社会奉仕の精神に富み、人格識見ともに高く、生活経験が豊富で、円満な常識をもち、情理をわきまえ、人情の機微に通じている人。
- （２）その地域に相当期間居住しており、その地域の実情をよく知っているだけでなく地域の住民が気軽に相談にいけるような人。
- （３）社会福祉の仕事に理解と熱意があり、これを行うための知識と技術を持ち、またはその素養があり、かつ、実行力のある人。
- （４）常に児童及び妊産婦の保護、保健その他の福祉の仕事に関心をもち、児童の心理を理解し、児童に接触して指導することができ、また、児童から親しみをもたれる人。
- （５）家庭生活が安定しており、家族の理解と協力が得られ、民生委員・児童委員活動に相当の時間をさくことができ、かつ健康である人。

【（参考）「豊田市民生委員児童委員の定数方針について」より抜粋】

民生委員・児童委員の受け持ち世帯数…… 170～360世帯／1委員
主任児童委員の定数（地区民児協の定数39人以下）…… 2人

※ただし、いずれも区域内人口や面積、地理的条件、世帯構成等を総合的に勘案し、弾力的な定数設定について留意する。

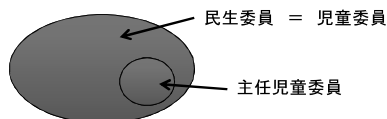
令和4年度一斉改選に向けた地区別選出委員数一覧

地区協名		民生委員児童委員	主任児童委員	委員数計	定数変更（増・減）
		定数	定数		
1	崇 化 館	28	3	31	二区東部1名減
2	梅 坪 台	12	2	14	
3	浄 水	12	2	14	伊保原1名増
4	朝 日 丘	28	3	31	長興寺1名増
5	逢 妻	33	3	36	
6	豊 南	27	3	30	
7	高 橋	30	2	32	岩滝町、池田町各1名選出に変更
8	美 里	29	3	32	主任児童委員1名増
9	益 富	21	2	23	
10	上 郷	21	2	23	
11	竜 神	25	3	28	
12	末 野 原	30	2	32	鴛鴦1名増、第1・2永覚アパート1名減
13	若 林	22	2	24	高美町1名増
14	前 林	21	2	23	
15	若 園	15	2	17	
16	猿 投 台	18	2	20	
17	井 郷	16	2	18	井上1名減
18	石 野	14	2	16	勘八町1名増
19	猿 投	10	2	12	
20	保 見	19	2	21	
21	松 平	17	2	19	
22	藤 岡	15	2	17	
23	藤 岡 南	13	2	15	
24	小 原	12	2	14	
25	足 助	25	2	27	
26	下 山	12	2	14	
27	旭	12	2	14	
28	稲 武	12	2	14	
	合 計	549名	62名	611名	※4名増

※定数については、令和4年4月までに自治区長から回答いただいたものです。

民生委員、児童委員、主任児童委員とは

- 民生委員 = 民生委員法で規定
- 児童委員 = 児童福祉法で規定（第16条）
民生委員は児童委員に充てられる
- 主任児童委員 = 児童福祉法で規定（第16条）
厚生労働大臣により児童委員の中から主任児童委員が指名される



	主任児童委員以外	主任児童委員
担当地区	あり	なし(中学校区全体)
対象範囲	全世帯、全年齢	児童・妊産婦 ※1
個別世帯支援	する	しない ※1

※1 児童・妊産婦以外への活動や個別世帯支援を全くしてはいけないということではない。

民生委員、児童委員、主任児童委員の職務

(民生委員法第14条、児童福祉法第17条)

●民生委員・児童委員の職務(民生委員法第14条、児童福祉法第17条)

	民生委員(第14条)「住民の」	児童委員(第17条)「児童・妊産婦の」
見守り把握	生活状況を必要に応じて適切に把握	生活や環境の状況を適切に把握
相談・支援	自立した日常生活を送れるよう、相談に応じ、助言や援助 福祉サービス利用するために必要な情報を提供	サービスを利用するために必要な情報を提供したり、援助や指導
連携・つなぎ役	社会福祉事業者・活動者と連携して、その事業・活動を支援	事業者・活動者と連携し、事業・活動を支援
協力	福祉事務所や関係行政機関の業務に協力	児童福祉司や福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力
地域づくり		児童の健やかな育成に関する機運の醸成

●主任児童委員の職務(児童福祉法第17条第2項・第3項)

主任児童委員は、児童委員の職務について、児童福祉の関係機関と(地区担当の)児童委員との連絡調整を行うとともに、(地区担当の)児童委員の活動に対する援助・協力を行う。

【参考】児童福祉法

第六節 児童委員

第十七条 児童委員は、次に掲げる職務を行う。

- 一 児童及び妊産婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握しておくこと。
 - 二 児童及び妊産婦につき、その保護、保健その他福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと。
 - 三 児童及び妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を経営する者又は児童の健やかな育成に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
 - 四 児童福祉司又は福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力すること。
 - 五 児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努めること。
 - 六 前各号に掲げるもののほか、必要に応じて、児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行うこと。
- 2 主任児童委員は、前項各号に掲げる児童委員の職務について、児童の福祉に関する機関と児童委員（主任児童委員である者を除く。以下この項において同じ。）との連絡調整を行うとともに、児童委員の活動に対する援助及び協力を行う。
- 3 前項の規定は、主任児童委員が第一項各号に掲げる児童委員の職務を行うことを妨げるものではない。
- 4 児童委員は、その職務に関し、都道府県知事の指揮監督を受ける。 （※下線は全民児連事務局）

児童委員の活動要領

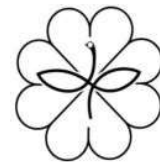
児童委員の活動	主任児童委員の活動
実情の把握と記録	関係機関と児童委員との連携 ・連携し情報収集 ・地域ぐるみの子育て啓発等の活動実施での中心的役割
相談・支援	児童委員への援助・協力 ・個別事案は当該区域担当の児童委員と調整・相談の上協力して行う。緊急を要する等のときは当該区域担当の児童委員と連絡・調整を図りながら主体的に事案を扱うことも必要。
児童の健全育成のための地域活動	地区担当民生委員への情報提供 ・生活保護法・身体障害者福祉法、老人福祉法などは制度の周知徹底にとどめ、これらに基づく個別世帯への援助・協力を発見した際は当該区域担当の民生委員に連絡する。
児童虐待への取組	
意見具申	
連絡通報	

連携機関(例):市、児相、保健所、学校・こども園・児童健全育成関係機関等

5 月 度 地 区 区 長 会 予 定 表

	順	地区名	場所	5 月	曜日
1	14	崇化館	崇化館交流館	11日 13:30	水
2	10	梅坪台	梅坪台交流館	10日 17:00	火
3	11	浄 水	浄水交流館	10日 18:00	火
4	13	朝日丘	朝日丘交流館	11日 10:00	水
5	20	逢 妻	西部コミュニティーセンター	12日 19:00 (研修後)	木
6	12	高 橋	高橋交流館	10日 19:00	火
7	4	美 里	美里交流館	8日 14:30	日
8	5	益 富	益富交流館	8日 16:00	日
9	17	豊 南	豊南交流館	11日 17:00	水
10	16	末野原	末野原交流館	11日 16:00	水
11	22	上 郷	上郷交流館	13日 18:00	金
12	18	竜 神	竜神交流館	11日 17:30	水
13	2	若 林	若林交流館	6日 17:00	金
14	26	前 林	前林交流館	13日 19:00	金
15	1	若 園	若園交流館	6日 13:30	金
16	25	猿投台	猿投台交流館	13日 19:00	金
17	15	井 郷	井郷交流館	11日 15:00	水
18	27	猿 投	猿投北交流館	14日 13:00	土
19	24	保 見	保見交流館	13日 18:30	金
20	21	石 野	石野交流館	12日 19:00	木
21	23	松 平	松平交流館	13日 18:15	金
22	28	藤 岡	藤岡交流館	14日 16:00	土
23	19	藤岡南	藤岡南交流館	12日 16:00	木
24	3	小 原	小原支所	6日 18:00	金
25	6	足 助	足助支所	9日 18:30	月
26	8	下 山	下山支所	10日 14:00	火
27	7	旭	旭交流館	10日 14:00	火
28	9	稲 武	稲武支所	10日 16:00	火

あなたも



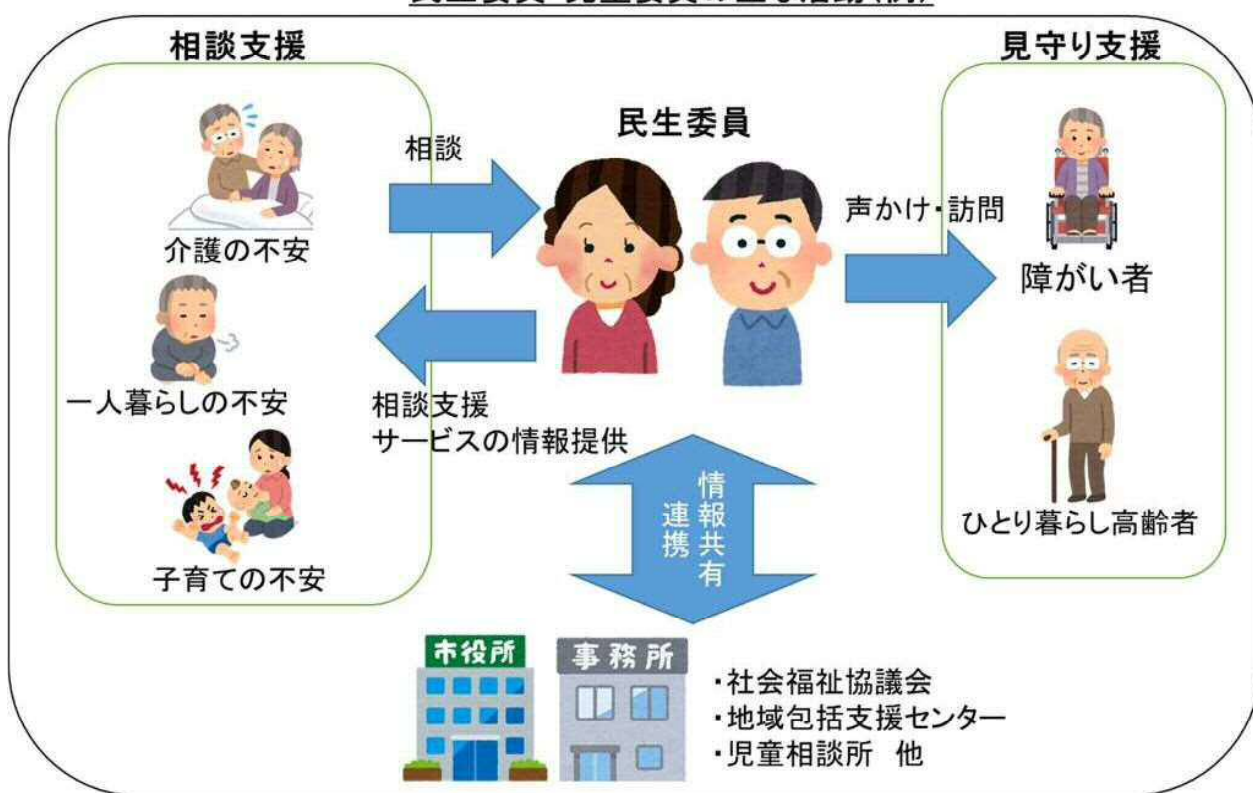
「民生委員・児童委員」

になってみませんか？

「民生委員・児童委員」は、地域で生活する誰もが安心して生活できるよう暮らしを見守るボランティアです。

ご自身の地域を支えたい気持ちをぜひ活かしましょう！

民生委員・児童委員の主な活動(例)



豊田市の民生委員・児童委員のもとにはこんな相談が寄せられています

民生委員・児童委員の相談事例

「(徘徊) 散歩に1人で行ってしまうので、心配」と家族の方から相談された。

対応

地域包括支援センターの方と訪問し、GPS 機器を案内・説明してもらい、利用されることになった。



民生委員・児童委員の相談事例

「年金だけでは借家代を支払うだけで精一杯。生活が苦しいのだが、どうしたらいいか。」と高齢者の方から相談された。

対応

市役所の窓口相談した。その後、地域包括支援センターも入って対応してもらい、生活保護の対象者になり、困窮状態から脱することができた。

豊田市で活動する民生委員・児童委員

私達、民生委員・児童委員は地域における身近な相談相手として住民の皆さんの立場に立った相談援助や見守り活動を行っています。皆さんが住み慣れた地域で、少しでも平穏な生活ができるよう、地域の民生委員・児童委員が協力し、支え合いながら活動を進めています。



民生委員・児童委員は地域の「つなぎ役」として行政・社会福祉協議会・地域包括支援センター、自治区などと連携して、住民の立場に立った弱者の見守り活動を行っています。周りの多くの人達と仲間になれば自身の財産になっています。

民生委員・児童委員は子どもから障がい者、高齢者まで地域を見守るボランティアです。皆さんが安心して暮らせるように相談に乗ったり、各関係機関につなげるお仕事です。色々な問題に当たりますが、解決した時はとてもやりがいを感じます。待っていてくださる皆さんを思い、活動しています。





「こんにちは」今日も明るい声が返ってきます。豊田市最北端で高齢者の多い私の地区は、大きな問題もなく一人暮らしの方への訪問等の活動をしています。

民生の活動を通して、触れ合い、学べることが私の人生の糧となっています。これからもより多くの方々と出会える毎日が楽しみです。

主任児童委員は民生委員・児童委員の中から指名され、児童福祉に関することを専門的に担当します。関係機関と連絡を密にして区域を担当する民生委員・児童委員との連絡調整を行うことが主な役割です。

子どもたちが、元気で安心して暮らせるよう見守り、子育て家庭が必要としている支援につなげられるよう日々活動しております。



豊田市の民生委員・児童委員の年間スケジュール（予定）

1	各地区民生委員児童委員協議会（定例会）	月1回
2	豊田市民生委員児童委員協議会 総会（代議員制）	6月
	全員協議会（研修会）	1月
3	地区協議会での独自活動 （奉仕活動、委員研修、ひとり暮らし高齢者を対象とした事業実施等）	随時
4	ひとり暮らし高齢者等移動費助成券（タクシー券）の配布	4月
5	敬老祝品の各戸配布	9月
6	各部会による活動（愛のパトロールや特殊詐欺被害防止活動など）	随時
7	福祉関係機関等が主催する会議、懇談会等への参加	随時
8	ひとり暮らし高齢者、避難行動要支援者、徘徊高齢者等の見守りや 各種福祉サービス等の手続きの協力	随時
9	社会福祉協議会貸付業務や「赤い羽根共同募金」への協力	随時
10	市が主催する各種民生委員・児童委員研修会への参加	随時
11	各種確認への協力 （生計同一・居住実態等行政機関では証明できない事実に関する確認）	随時
12	児童虐待や育児不安などを抱える親子への支援活動	随時
13	区長会、学校・こども園、高齢者クラブ等との情報交換	随時

民生委員・児童委員はどのような活動をするの？



民生委員・児童委員は、同じ地域で生活する住民の一員として、住民のさまざまな生活上の困りごとや心配ごとに関する相談に応じ、必要な支援を受けられるよう、地域の専門機関への「つなぎ役」としての役割を担っています。また、訪問活動を行い、高齢者の見守りなどを行っています。

民生委員・児童委員のなかには、子どもや子育てに関する支援を専門に担当する主任児童委員として選任されている人もいます。学校などと連携して、地域の「子育て応援団」としてさまざまな活動に協力しています。



民生委員・児童委員はボランティアなの？



民生委員・児童委員は、民生委員法及び児童福祉法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された地域福祉を担うボランティアです。非常勤の地方公務員として位置づけられていて、任期は3年です。

民生委員・児童委員は無報酬ですが、活動に必要な費用（電話代や交通費など）の一部は活動費として支払われます。



民生委員・児童委員はどのような人がなれるの？



<資格要件>

- 豊田市に住所がある方
- 18歳以上75歳未満の方（地域の実情を踏まえて弾力的な運用可能）
- 社会福祉活動に理解があり、実際に活動できる方

民生委員・児童委員は、地域の「つなぎ役」であり、専門職ではありませんので、資格や専門知識は不要です。ただし、住民の個別の相談に応じるために守秘義務が課せられています。ご興味がある方はぜひご連絡ください。



豊田市役所 福祉部 福祉総合相談課 民生担当
電話：0565-34-6791
MAIL：fukushi-sodan@toyota.city.aichi.jp